

2025年2月17日

控訴人準備書面(1)

控訴人

被控訴人

国

控訴人訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



東京高等裁判所民事第17部係 御中

記

- 1 「控訴人の両親は控訴人が日本国籍を喪失するおそれがあることを認識していた」
との原判決の認定が客観的証拠に反し誤りであること

(1) 原判決の認定

- ア 原判決は、「18歳未満の児童について英国市民登録を申請する際に用いられる申請書（乙7の1・2。以下「本件申請書」という。）には、同登録に関する説明が記載されたガイド（乙8の1・2。以下「本件ガイド」という。）を読み理解したことを確認する欄（チェックボックス（□）にチェック印等を書き込む体裁のもの。以下「チェック欄」という。）があった。また、本件ガイドには、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがある旨の記載があった。」との前提事実を認定した（原判決3頁・前提事実(4)）。
- イ その上で原判決は、「原告養親は、本件登録手続において本件申請書を提出する

に当たり、本件ガイドを読み理解したことを確認する旨のチェック欄に所定の書き込みをしていたものと認めるのが相当であり、この認定を左右するに足る証拠はない。そして、本件ガイドには、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがある旨の記載があったことについては、前提事実(4)記載の通りである。以上の各事実によれば、原告養親は、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、原告が英国国籍を取得することを理解し、更には原国籍である日本国籍を喪失するおそれがあることも理解した上で本件申請書を提出し、本件登録手続をしたものと認められる。」と判示した（原判決20頁乃至21頁）。

ウ このように、原判決は、英国市民登録の手続上、必ず乙8の内容を閲覧し、乙7に確認のチェックをする仕組みとなっている、との認定を前提として、本件控訴人は適法に英国市民登録を行っているのであるから、控訴人の両親は、当該手続に際し乙8を参照し、その内容を確認した旨乙7にチェックをしたものと認められ、したがって控訴人の両親は当該手続が英国国籍の取得手続であること、及びそれによって日本国籍を喪失するおそれがあることを認識した、と認定したものである。

(2) 乙7及び乙8は控訴人の英国市民登録当時存在しなかったこと

しかしながら、乙7の1・1頁目の最下段を見ると「February 2020」（乙7の2・1頁目の最下段には「2020年2月」）と記載され、乙7の1・2頁目の最下段には「(version 02/2020)」（乙7の2・2頁目の最下段には「(バージョン 02/2020)」）と記載されている。これらによれば、乙7の1は、2020年2月に作成されたバージョンであり、控訴人について英国市民登録がなされた20[]年[]月[]日当時には存在しなかったことが、客観的に明らかである。

また、乙8の1・1頁目の最下行には「January 2023」（乙8の2・1頁目の最下行には「2023年1月」）と記載されている。これによれば、乙8の1も、控訴人について英国市民登録がなされた20[]年[]月[]日当時には存在しなかったことが、客観的に明らかである。

(3) 控訴人の英国市民登録当時には乙7の体裁の申請書及び乙8の体裁のガイドブック自体が存在しなかったこと

そこで次に、乙7及び乙8の過去のバージョンをインターネット上で検索したところ、英国政府が開設する市民権登録に関するウェブサイト（<https://www.gov.uk/government/collections/citizenship-guidance>）に、「Register as a British national」のガイドブックが掲載されており（甲58・下線部の箇所）、ここをクリックすると、「Form MN1: guidance」を掲載したウェブサイト（<https://www.gov.uk/government/publications/form-mn1-guidance>）が表示された（甲59）。この頁の「Form MN1: guidance(PDF)」をクリックすると、乙8の本件ガイドと同じ文書が表示される（甲60・但し表紙及び目次のみ。なお最新の「Guide MN1」は2024年7月版である）。そして先の「Form MN1: guidance」のページの「see all updates」の表示（甲59・2枚目上から2行目。なお同書証はバックナンバーを表示済みの状態で印刷しているので、「hide all updates」との表示になっている）をクリックすると、「Form MN1」のバックナンバーが表示される。そしてこのバックナンバーを遡ると、初版（first published）は2019年3月22日となっている（甲59・2枚目下から2行）。

したがって、乙8の書式でのガイドが最初に発行されたのは、2019年3月22日であり、控訴人について英国市民登録がなされた20[]年[]当時には、乙8の体裁を有するガイドブックは存在しなかったことが明らかである。また、乙8を参照しその内容を確認した旨をチェックするという乙7と同様の体裁の申請書も存在しなかったものと推認される。

- (4) 控訴人の英国市民登録当時には手続の過程で当該手続により原国籍を喪失する可能性を告知する仕組みは存在しなかったこと

念のために、The Wayback Machine という検索サイトで、過去の英国政府開設のウェブサイトを検索したところ、20[]年[]当時、英国政府がそのウェブサイト上で英国市民登録について説明を行っていたことを示す形跡は見あたらなかった（[https://web.archive.org/web/20\[\]/https://www.gov.uk/becoming-a-british-citizen/check-if-you-can-apply](https://web.archive.org/web/20[]/https://www.gov.uk/becoming-a-british-citizen/check-if-you-can-apply)、甲61）。さらに、「イングランドとウェールズの人々を対象とした英国政府のデジタルサービス」である Directgov（[https://web.archive.org/web/20\[\]/http://www.direct.gov.uk/en/SiteInformation/DG_4004497](https://web.archive.org/web/20[]/http://www.direct.gov.uk/en/SiteInformation/DG_4004497)、甲62）の20[]年[]版

([https://web.archive.org/web/20\[redacted\]/http://www.direct.gov.uk/en/Governmentcitizensandrights/LivingintheUK/DG_10015894](https://web.archive.org/web/20[redacted]/http://www.direct.gov.uk/en/Governmentcitizensandrights/LivingintheUK/DG_10015894)、甲 6 3) には、乙 8 に類するガイダンスは掲載されておらず、またガイダンスの内容を理解したことを確認する乙 7 に類する体裁の申請書も掲載されていない(もちろん、このウェブサイトを閲覧することも申請の条件となっていない)。

(5) 原判決の前提事実の認定に誤りがあること

以上より、控訴人について英国市民登録を行った 20[redacted]年[redacted]当時、乙 7 の 1 及び乙 8 の 1 は存在せず、また乙 8 の 1 のガイドブックのフォーム自体やこれに類する書式も存在しなかったことが明らかである。

したがって、原判決の上記の前提事実の認定が誤りであること、及びこの前提事実を前提とした「原告養親は、本件登録手続において本件申請書を提出するに当たり、本件ガイドを読み理解したことを確認する旨のチェック欄に所定の書き込みをしていた」「原告養親は、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、原告が英国国籍を取得することを理解し、更には原国籍である日本国籍を喪失するおそれがあることも理解した上で本件申請書を提出し、本件登録手続をしたものと認められる。」との認定が、客観的事実に反し誤りであることは明らかである。

(6) 控訴人の英国市民登録当時、当該手続が英国国籍の取得手続であり、それによって控訴人が日本国籍を喪失するおそれがあることを控訴人の両親が知りうる機会は無かったこと

そして、控訴人の英国市民登録を行おうとした当時、特別養子縁組によって控訴人が自動的に英国国籍を取得したと認識していた控訴人の両親が、当該手続の過程でその認識を改め、英国市民登録が英国国籍を新たに取得する手続であること、さらにその手続によって控訴人が日本国籍を喪失するおそれがあることを認識するに至ったことを伺わせる事実は存在しない。

したがって、控訴人の両親は、控訴人について英国市民登録を行った際、その全過程において、当該手続によって控訴人が新たに英国国籍を取得するものとは認識しておらず、ましてや当該手続を行うことによって控訴人が日本国籍を喪失するとは全く認識していなかったことが明らかである。

2 特別養子に対して国籍法11条1項を適用することの誤り

(1) 特別養子の法的地位と社会の認識

ア 本件控訴人は、特別養子縁組によって山尾夫妻の子となったものである。

特別養子縁組は、「実方の血族との親族関係が終了する縁組」（民法817条の2第1項、同法817条の9本文）であり、法務省はそのウェブサイトにおいて「特別養子縁組とは、こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもと実親との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に（実の親子と同様の）親子関係を成立させる制度です。」と説明し（<https://www.moj.go.jp/MINJI/kazoku/youshi.html>）、こども家庭庁のウェブサイトも、「「特別養子縁組」とは、こどもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。」と説明している（<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/tokubetsu-youshi-engumi/>）。

一般的にも、特別養子縁組は、養子と実親との関係を切断して、養子を実子と同じに扱う制度である、と理解されている。

イ そして、戸籍制度上も、養子の親は養親のみが記載され、しかも「養父」「養母」ではなく、「父」「母」とのみ記載され、実子と区別できない。特別養子であることは、わずかに「民法817条の2による裁判確定」との記載から分かるのみであり、ここにも実親に関する情報は一切記載されていない（甲1）。さらに、民法の規定に反して特別養子を実子と区別する法制度は、存在しない。

ウ このように、特別養子は法律上実子と同じものとして取り扱われるべきである、というのが民法の特別養子縁組制度の趣旨であり、それを受けて、戸籍上の最低限の記載（上述した「民法817条の2による裁判確定」との記載）を除いて、実子との間に一切の取扱いの差異を設けていないのが、我が国の特別養子に対する法制度の現状である。

そして、このような制度を受けて、特別養子は実子と同じ法的扱いを受ける、との合理的期待が存在し、かかる期待は当事者の保護のためにも、また制度を維持するためにも保護されるべきものであって、憲法14条1項の平等原則による保護の

対象となるべきものである。

(2) 特別養子縁組による複数国籍と日本国籍保持への期待の保護

ア　ところで、実子の両親の一方が日本国籍、他方が外国国籍を有し、後者の本国の国籍法が生来的国籍取得に関し父母両系血統主義を採用している場合、実子は生来的に日本国籍と当該外国国籍を取得する。これは制度上当然のことであるが故に、当事者である両親もそのことを期待し、かかる期待は合理的なものであるといえる。

したがって、特別養子についても、当該子が我が国の法律上実子と同じ法的身分を有するのであれば、その国籍についても実子と同様、血統主義国である外国国籍の親の国籍を自動的に取得したものと認識するのはごく自然な発想であるし、またそのような期待は特別養子縁組に伴う合理的な期待であると言える。

イ　もとより、実際に当該子が特別養子縁組によって外国国籍の親の国籍を取得するか否かは、当該外国国籍の親の本国法の定め方次第であり、特別養子縁組によって自動的に国籍を取得させる制度、特別養子は国籍を申請する権利を取得する制度、特別養子は簡易な帰化手続によって国籍を取得することができるとする制度、など様々な制度があり得る。他方で特別養子縁組の成立を根拠に、我が国の法律によって、当該子が外国国籍の親の国籍を当然に取得するものと定めることができないことは、国内管轄の原則に照らし当然である。

ウ　しかしながら、「特別養子は実子と同じ法的立場を有する」という我が国の特別養子制度の基本となる考え方に照らせば、特別養子が外国国籍の親と同じ国籍を取得したときは、それがどのような要件と手続によるものかに関わらず、日本国籍と外国国籍の両親の実子と同様、特別養子の日本国籍に何らの変動をもたらすことはない、とすべきであり、かかる取扱いが特別養子制度の趣旨に沿うものである。

また、子どもの最善の利益（子ども権利条約3条1項他）の実現を最優先とするわが国の法制全体の中でとらえるなら（憲法98条2項等）、家族の結合を確実にすることや家族の一体感の確保、子どもによる国籍選択の機会の実質的な保障などは子どもの最善の利益にほかならない。そしてこれら子どもの最善の利益の実現の要請に対して、弊害のおそれの乏しい複数国籍の発生防止の要請は大きく劣後することが明らかである。この観点からも、特別養子が外国国籍の親と同じ国籍を取得したときは、それがどのような要件と手続によるものかに関わらず、日本国籍と外

国国籍の両親の実子と同様、特別養子の日本国籍に何らの変動をもたらすことはない、とすべきである。

したがって、特別養子が外国国籍の親の国籍を取得した場合には、それが当該外国法に照らし志望取得の手続によるものであった場合であっても、特別養子の保護及びその最善の利益の実現、並びに特別養子制度の趣旨実現の観点から、当該子に対して国籍法１１条１項を適用せず、当該子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをするべきである。

(3) 控訴人に対する国籍法１１条１項の適用は実子との間で差別的取扱いにあたること

しかるに、本件において被控訴人国は、特別養子である控訴人が父の本国法である英国国籍を取得したことを理由に、法１１条１項によって日本国籍を喪失したと主張し、原判決もこれに沿う判断をしている。しかしながら、かかる解釈は、特別養子は実子と同じ法的地位を有するものとして取り扱われる、との特別養子及びその親の合理的期待を害するとともに、特別養子縁組制度の趣旨目的にも反するものであり、日本国籍の保持の点で実子と異なる取扱いをするものである。

そして、被控訴人国も認めるように、未成年者は複数国籍による弊害が少ないとされており、このことを踏まえて国籍法も未成年者の複数国籍を広く認めている（法２条１号２号、法３条１項、法１２条、法１４条１項、法１７条１項、など）。したがって、日本国籍と外国国籍の両親の実子が日本国籍と当該外国国籍を保持しうるのと同様に、特別養子が外国国籍の親の国籍を取得したときに、日本国籍と当該外国国籍を保有させることとしても、法律上も実際の社会生活上も、特段の不都合は存在しない。

したがって、特別養子が外国国籍の親の国籍を取得したときに、これに対して国籍法１１条１項を適用して特別養子の日本国籍を喪失させることは、特別養子制度の趣旨に反し、合理的理由なく特別養子を実子と比較して差別的に扱うものであり、憲法１４条１項に違反するものというべきである。

よって、本件において、控訴人が父の国籍である英国国籍を取得したことに対して、国籍法１１条１項は適用されず、控訴人は日本国籍を喪失していないものと解すべきである。

以 上